

令和7年度 学校危機対応支援専門員採用選考（公募）案内

1 応募受付期間

令和7年12月26日（水） ～ 令和8年1月23日（金）

※詳細は「7 申込み方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1 人程度	- 生活指導の助言及び支援に関すること。 - 各種関係機関と連携し、問題行動の早期解決や未然防止に関すること。 - 学校危機対応支援（生活指導上、危機的な状況が見られる学校に対する訪問支援を含む）に関すること。 - その他大田区教育委員会が認める事項に関すること。

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	指導課もしくは大田区立小・中学校（配置先は3月上旬頃決定予定） ※敷地内は禁煙です。 ※勤務場所の変更はありません。
勤務時間等	1日7時間45分・週4日（週31時間） - 学校配置の場合は勤務時間は所定の勤務パターンの中から学校ごとに決定します。 - 休憩時間は60分 - 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	- 原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週3日）。 ※学校配置の場合、学校行事により出勤する場合あり - 上記の週休日に加え、以下が休日となります。 - 国民の祝日に関する法律に規定する休日 - 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） - 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	月額 220,032 円 ※令和8年3月31日時点で当該職としての任用期間が引き続き1年以上ある方は、224,448 円

諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合もしくは公立学校共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。 ・他の大田区会計年度任用職員と兼務することはできません。

注）記載されている報酬額等については、令和8年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に 変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

（１）次の①、②のいずれかに該当する者

- ① 都道府県教育委員会の実施する管理職選考に合格し、管理・監督の立場にある職として勤務経験のある者又は私立学校における同等の勤務経験がある者
- ② 教員として 10 年以上の経験がある者

（２）地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、可否を決定します。

筆記（作文）	【課題】「学校危機対応支援専門員の職務にどのように取り組みたいか、特に、学級崩壊を起こしている担任等への具体的な指導・助言についてあなたの考えを述べなさい」 ※所定の様式にて 1200 字以内 ※申込書と一緒に提出
面接	【面接日】 令和 8 年 1 月下旬から 2 月上旬までの指定された日 【場所】 大田区教育委員会事務局（予定） ※面接日時等は、書類選考後、面接実施通知書を申込書記載の住所に郵送しお知らせします。

(2) 判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 志望理由から学校における業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。文章の表現が豊かか。
専門知識	学校危機対応支援専門員としての各業務において重要と考える事項が妥当か。
職務への理解	職務を進めるうえで、学校危機対応支援専門員としての立場や役割を理解できているか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
対応力 （理解力）	臨機応変な対応ができるか。 質問の趣旨を理解しているか。 わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 （適応性）	傾聴の姿勢は適切か。 上司や他の学校職員と協調して円滑に職務に当たることができるか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

6 面接選考結果通知

令和8年1月下旬から2月中旬頃に郵送にて通知します。

7 申込み方法

(1) 提出書類

申込書	・申込書は、区ホームページからダウンロードできます。また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「<u>学校危機対応支援専門員の職務にどのように取り組みたいか、特に、学級崩壊を起こしている担任等への具体的な指導・助言についてあなたの考えを述べなさい</u>」とし、1200字以内で記述してください。

(2) 提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に「 <u>学校危機対応支援専門員受験申込</u> 」と朱書し、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	令和7年12月26日（金） ～ 令和8年1月23日（金）	
	期間内の消印有効	受付は午前8時30分から午後5時15分まで、土・日・祝日を除く。
申 込 先	〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5 階 大田区教育委員会 指導課指導事務担当	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

（３）書類選考結果及び面接実施通知書の送付

令和7年1月下旬頃郵送にて通知します。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

《申込・問合先》

〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5 階
大田区教育委員会 指導課指導事務担当
電話 03-5744-1424 FAX 03-5744-1665



- ・JR 京浜東北線、東急多摩川線、池上線
「蒲田駅」東口から徒歩約 3 分
- ・京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩
約 8 分

※大田区役所内ではありませんので、ご注意ください。

※自転車でご来庁の方は、区役所本庁舎地下駐輪場をご利用ください。